平成２８年（フ）第１８６０号
名古屋市熱田区旗屋２丁目28番20号－１
M’ｓ神宮西Ⅰ　１－Ｂ号、従前の住所名古屋市熱田区横田２丁目１番32号　レインボー高蔵704号
債務者　林　　学
1　決定年月日時　平成29年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１９０８号
名古屋市名東区社口２丁目102番地の１　エスポア社口104号
債務者　山内　大輔
1　決定年月日時　平成29年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２００９号
名古屋市守山区向台３丁目803－２　ファミール向台２Ｄ、住民票上の住所愛知県津島市北町51番地２
債務者　山崎　和人
1　決定年月日時　平成29年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第７４２号
北九州市門司区奥田５丁目１番25―406号
債務者　飯田　俊博
1　決定年月日時　平成29年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月６日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第７４３号
北九州市小倉南区沼本町４丁目18番18号
債務者　川崎　麻子
1　決定年月日時　平成29年１月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月６日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第７４４号
北九州市小倉北区三郎丸１丁目５番12―403号
債務者　高橋　宏輝
1　決定年月日時　平成29年１月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月６日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第７４８号
北九州市小倉南区大字横代380番地２
債務者　橋本ミサ子
1　決定年月日時　平成29年１月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月６日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第７５６号
北九州市八幡西区茶売町15番３―102号
債務者　堤　紀代子
1　決定年月日時　平成29年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月６日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第７５７号
北九州市小倉北区木町１丁目４番22―1101号
債務者　新堀　喜教
1　決定年月日時　平成29年１月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月６日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第７６７号
北九州市八幡西区若葉３丁目６番10号
債務者　松嶋眞由美
1　決定年月日時　平成29年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月６日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第３号
北九州市八幡東区中畑１丁目３番14号
債務者　平山フサ子
1　決定年月日時　平成29年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月６日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第１４５０号
埼玉県新座市片山２丁目６番29号
債務者　井口　芹香
1　決定年月日時　平成29年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１４５１号
埼玉県新座市片山２丁目６番29号
債務者　井口　　連
1　決定年月日時　平成29年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１４８２号
埼玉県蓮田市東６丁目９番19号
債務者　長沼　有香（旧姓小巻）
1　決定年月日時　平成29年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

破産手続廃止

平成２８年（フ）第２２７号
埼玉県富士見市鶴瀬東１丁目８番８号
破産者　有限会社ユー・ワイ薬局
1　決定年月日　平成29年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第８１号
千葉県富里市七栄272番地79
破産者　株式会社鎌形建設
1　決定年月日　平成29年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第８２号
千葉県富里市七栄806番地
破産者　鎌形　　智
1　決定年月日　平成29年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第２１６号
千葉県白井市復1457番地の257
破産者　木村　幸子
1　決定年月日　平成29年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部